

茨木市農林業団体交流活動事業等補助要綱

(目的)

第1 この要綱は、市内の農林業団体が実施する都市と農村の交流活動等の事業に対し、市が補助金を交付することにより活力ある農村地域づくりの拡大を促進し、もって市内農林業の振興を図ることを目的とする。

(補助対象団体)

第2 補助の対象となる団体は、次に掲げるものとする。

- (1) 茨木市農業振興団体連合会
- (2) 見山地区都市農村交流活動推進委員会

(補助対象事業)

第3 補助の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 都市と農村の交流活動事業
- (2) 遊休農地の解消事業
- (3) 野菜、花き及び果樹等作物の栽培・管理事業
- (4) 観光農林漁業及び畜産事業

(補助対象経費及び補助額等)

第4 補助の対象経費は、補助対象団体が実施する補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 事務費
- (2) 事業活動費
- (3) 研修費
- (4) 印刷製本費

(補助金額)

第5 補助金の額は、前項各号に掲げる経費の合計額に10分の8を乗じて得た額（10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

(補助金の交付申請)

第6 補助金の交付を受けようとするものは、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 事業実施計画書
- (2) 収支予算書

(補助金の交付決定)

第7 市長は、第6の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し補助金交付

決定通知書（様式第2号）により通知する。

（変更の届出）

第8 補助金の交付を申請したものは、補助金の交付決定通知後において当該事業計画の内容を変更しようとするときは、第6に準じて補助金交付変更承認申請書（様式第3号）を提出して市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更承認申請があった場合、市長は第7に準じて決定の内容を変更し、補助金変更承認通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

（着手届）

第9 補助金の交付の決定を受けたものは、事業の着手後速やかに事業着手届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第10 補助金の交付の決定を受けたものは、事業終了後、補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書

(2) 収支決算書

（補助金額の確定等）

第11 市長は、第10の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第7号）により報告書を提出したものに通知する。

（補助金の交付請求）

第12 第11の補助金確定通知書を受けたものは、補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。ただし、市長が必要と認めるものについては、第9の事業着手届の提出後、交付決定額の2分の1以内の額に限り、概算払請求書（様式第9号）により概算払の請求をすることができる。

（補助金の交付）

第13 市長は、第11の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めるときは、当該請求者に補助金を交付する。

（補助金の精算）

第14 第11の補助金確定通知書を受けたもののうち、第12ただし書の規定による概算払の請求により補助金の交付を受けたものは、当該補助金について、精算の手続を行わなければならない。この場合において、その確定額と既に受けた概算額に過不足があるときは、指定された期日までに補助金精算追加分交付請求書（様式第10号）により不足分を請求し、又は超過額を返還しなければならない。

（立入検査）

第15 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(帳簿等の整備)

第16 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

2 補助金の交付を受けたものは、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第17 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補助の取消し等)

第18 市長は、補助金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。

(4) 当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。

(5) その他市長が不相当と認めたとき。

(市長の指示)

第19 市長は、補助金の使用に関し、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成20年9月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

様式第 1 号

年 月 日

(申請先) 茨木市長

所在地
団体名
代表者名

茨木市農林業団体交流活動事業等補助金交付申請書

茨木市農林業団体交流活動事業等補助金の交付を次のとおり申請します。

1 補助対象事業

2 交付申請額 円

3 添付書類

- (1) 事業実施計画書
- (2) 収支予算書

様式第2号

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者名 様

茨木市農林業団体交流活動事業等補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市農林業団体交流活動事業等補助金は、次の条件を付けて、金 円を交付します。

条 件

年 月 日

茨木市長



様式第3号

年 月 日

(申請先) 茨木市長

所在地
団体名
代表者名

茨木市農林業団体交流活動事業等補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る茨木市農林業団体交流活動事業等補助金について、次のとおり変更したいので申請します。

- 1 補助対象事業
- 2 変更内容
- 3 変更理由
- 4 変更前交付決定額 円
- 5 変更後交付申請額 円
- 6 差引増減額 円
- 7 変更後事業完了予定年月日

様式第4号

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者名 様

茨木市農林業団体交流活動事業等補助金変更承認通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定した茨木市農林業団体交流活動事業等補助金は、次の条件を付けて変更承認します。

条 件

- | | |
|---------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 変更増減額 | 円 |
| 変更交付決定額 | 円 |

年 月 日

茨 木 市 長



様式第 5 号

年 月 日

(届出先) 茨木市長

所在地
団体名
代表者名

茨木市農林業団体交流活動事業着手届

年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る茨木市農林業団体
交流活動事業に着手したので、次のとおり届け出ます。

1 補助対象事業

2 交付決定額 円

3 事業着手年月日

4 事業完了予定年月日

様式第6号

年 月 日

(報告先) 茨木市長

所在地
団体名
代表者名

茨木市農林業団体交流活動事業等補助金実績報告書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた事業が完了したので、次のとおり報告します。

- 1 補助対象事業
- 2 補助金交付決定額
- 3 補助金概算払額
- 4 補助金精算額
- 5 補助事業の成果
- 6 添付書類
 - (1) 事業実績書
 - (2) 収支決算書

様式第7号

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者名 様

茨木市農林業団体交流活動事業等補助金確定通知書

年 月 日付茨木市農林業団体交流活動事業等補助金実績報告書を審査の結果、事業補助金を次のとおり確定します。

- 1 補助金交付決定額（うち概算額 円） 円
- 2 補助金交付確定額 円
- 3 補助金差引額 円→〔概算払いでないときは、不要〕

年 月 日

茨 木 市 長



様式第8号

年 月 日

(請求先) 茨木市長

所在地

団体名

代表者名

茨木市農林業団体交流活動事業等補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知のあった事業補助金を次のとおり請求します。

1 補助対象事業

2 金 額 円

様式第9号

年 月 日

(請求先) 茨木市長

所在地
団体名
代表者名

茨木市農林業団体交流活動事業等補助金概算払請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で決定通知のあった事業補助金を次のとおり請求します。

- 1 補助対象事業
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 補助金概算払請求額 円

様式第10号

年 月 日

(請求先) 茨木市長

所在地

団体名

代表者名

茨木市農林業団体交流活動事業等補助金精算追加分交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知のあった事業補助金精算追加分を次のとおり請求します。

- 1 補助対象事業
- 2 補助金交付確定額 円
- 3 補助金交付済額 円
- 4 精算追加分請求額 円